

平成 2 5 年第 2 回教育委員会

定例会会議録

平成 2 5 年 2 月 7 日

東久留米市教育委員会

平成25年第2回教育委員会定例会

平成25年2月7日午前10時05分開会

市役所6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (4) 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
 - (5) 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について
 - (6) 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について
 - (7) 平成25年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（案）について
 - (8) 債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について
 - (9) 東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼について
 - (10) 東久留米市立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について
 - (11) 東久留米市立図書館協議会運営規則の一部改正について
 - (12) 諸報告
 - ①東久留米市教育委員会生徒表彰について
 - ②特別支援学級の名称及び教育課程について
 - ③第2回いじめの緊急調査及び対応状況調査の結果について
 - ④アレルギー疾患危機管理研修の開催について
 - ⑤平成25年度開設小学校特別支援学級入級児童予定数について
 - ⑥教育振興基本計画策定に関する懇談会について
 - ⑦その他

出席委員（3人）

委員 長 井 上 敏 博 第一職務代理 矢 部 晶 代
教育 長 永 田 昇

欠席委員（一人）

委員 松 本 誠 一

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長	荒 島 久 人	総務課長	東 淳 治
指導室長	片 柳 博 文	学務課長	稲 葉 勝 之
生涯学習課長	山 下 一 美	主 幹 (国体担当)	傳 智 則
学校適正化等 担当課長	高 梨 頭 彦	図書館長	岡 野 知 子
統括指導主事	末 永 寿 宣	指導主事	間 嶋 健
指導主事	大久保 順 子		

事務局職員出席者

庶務係長 鳥 越 富 貴 庶 務 係 小野塚 将 志

◎開会及び開議の宣告

(午前10時05分)

- 井上委員長 これより平成25年第2回教育委員会定例会を開催します。本日は松本委員が欠席されていますが定足数を満たしているため、会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係事務局職員の出席を求めています。
-

◎会議録署名委員の指名

- 井上委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名は矢部委員にお願いします。
-

◎議案の追加、会議の進め方等

- 井上委員長 議案の追加について、事務局から説明をお願いします。
- 東総務課長 「議案第7号 東久留米市教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理について」を追加議案として取り扱いいただきたく、よろしくをお願いします。
- 井上委員長 この点についてご了承いただけますか。ご了承いただきましたので、新しい日程を配布します。(新しい日程の配布)
-

◎会議録の承認

- 井上委員長 昨年の12月22日開催の第15回臨時会及び12月26日に開催された第16回臨時会の会議録についてはご確認いただきました。特に訂正等のご連絡はありませんでしたがよろしいですか。異議なしと認め、いずれの会議録も承認されました。
- 1月17日開催の第1回定例会の会議録については現在ご確認いただいておりますが、訂正の必要があれば改めて総務課に伝えていただきたいと思います。
-

◎傍聴の許可

- 井上委員長 傍聴の方はいらっしゃいますか。
- 東総務課長 いらっしゃいません。
- 井上委員長 お見えになりましたらお入りいただきます。
- (公開しない会議を開催)
(公開しない会議を閉じる)
-

◎議案第8号の上程、説明、討論、採決

- 井上委員長 日程第4、「議案第8号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。
- 永田教育長 「議案第8号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成25年2月7日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、現行の体制に合わせ規程の整備が必要であるためです。詳細については総務課長から説明します。
- 東総務課長 新旧対照表に沿って説明します。今回改正する主な理由は、事務決裁規程中の「部

庶務担当課分掌事務及び各課共通分掌事務」について市長部局と教育委員会を比較したところ、何点か変更すべき項目があったためです。別表「部庶務担当課分掌事務」中、現行では「12 予算の見積書を取りまとめ、審査すること」「13 予算執行計画を取りまとめ、審査すること」「14 予算の配当及び流充用を取りまとめ、申請すること」などが部長決裁となっていますが、実際には財務会計システムにより担当課と財政課が直接やり取りを行っており、部の取りまとめは行っていません。市長部局の部庶務担当課分掌事務を調べたところ、これらの項目はありませんでした。さらに1枚めくっていただくと、現行では「17 公文書公開に係る決定をすること」とあり、「特に重要なもの」「重要なもの」「軽易なもの」という区分に分け、さらに「帳票を改善すること」の項目に決裁区分を入れ、現行に合わせた改正を行っています。そのほか指定合議先の備考欄の記入を整理したり、現行の体制や運用に合わせて一部改正を行うものです。また、庶務担当課長や総務課長という表現についても「教育部総務課長」「企画経営室総務課長」と明確に区分しています。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理 新旧対照表の「部庶務担当課分掌事務」中12から14までを削除すると、15から17までの番号も変わるのではありませんか。

○永田教育長 そうです。削るのであれば番号は繰り上がります。

○東総務課長 そのように訂正させていただきます。

○井上委員長 ほかになければこれで質疑を終わり、討論に入ります。意見交換をする必要がありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第8号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手ですので、よって議案第8号は承認することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、討論、採決

○井上委員長 日程第5、「議案第9号 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第9号 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成25年2月7日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、本文中の仮名遣いの訂正及び別に定められていた「東久留米市公立小・中学校文書分類・保存年限表」を規程中の別表として追加するためです。詳細については総務課長から説明します。

○東総務課長 訓令をご覧ください。第4条中「いずれか」を「いずれか」に改め、第20条中「別に定める文書分類・保存年限表」を「別表」に改めます。これまで別に定めていた保存年限表を規程中に取り入れます。また、第23条第1号中「各会計年度ごと」を「会計年度ごと」に改めます。なお、この文書分類・保存年限表については各小中学校長と副校長に確認していただき、学校の意見を取り入れて定めた表です。

○井上委員長 ほかになければこれで質疑を終わり、討論に入ります。意見交換をする必要がありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第9号 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって議案第9号は承認することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、討論、採決

○井上委員長 日程第6、「議案第10号 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第10号 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」、上記議案を提出する。平成25年2月7日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳細については教育部長から説明します。

○荒島教育部長 資料の「平成24年度3月補正予算の概要」をご覧ください。これについては1月の教育委員会においてご審議いただいたところですが、今般、新たに少額の減額なものなどを除いて市の案としてまとめましたので改めて説明します。主要なものについては1月の提案と同様です。4ページの上から二つ目「施設管理費（小学校）」をご覧ください。前回は冷房機保守点検の18万5,000円及び給食用リフト点検の16万9,000円の減額もであると説明しましたが、それら少額のものを除いて、このたび施設管理業務委託の348万6,000円を減額するものになっています。

○井上委員長 ほかになければこれで質疑を終わり、討論に入ります。意見交換をする必要はありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第10号 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって議案第10号は承認することに決しました。

◎議案第11号の上程、説明、討論、採決

○井上委員長 日程第7、「議案第11号 平成25年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（案）について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第11号 平成25年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（案）について」、上記議案を提出する。平成25年2月7日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳細については教育部長から説明します。

○荒島教育部長 「議案第11号 平成25年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（案）について」です。東久留米市一般会計（教育費）当初予算（案）については1月の教育委員会でご審議をいただいたところですが、今回、教育費当初予算がまとめられましたので前回との変更点について説明します。3ページをご覧ください。財務部案の予算規模は394億5,900万円ほどでしたが、新たに約4億円減額し、390億6,200万円となっています。減額の主なものは緊急輸送道路及び沿道建築物耐震促進事業の約3億9,000万円です。続いて7ページをご覧ください。歳入に入ります。市税については前回と変わりはありません。地方譲与税以下から地方特例交付金までは東京都の通知額によって若干の変更があるということです。また、先ほど出ました事業費の関係で、国・都の支出金についても変更があるということです。繰入金についても若干の変更があります。続いて11ページをご覧ください。歳入に入ります。前回の財務部案では人件費が別枠になっていたので比較はできませんが、緊急輸送道路及び沿道建築物等耐震促進事業等の土木費が減額になっています。教育費については先の1月定例会との変更点はありません。

○井上委員長 平成25年度の当初予算案については1月の定例会において財務部長と財政課長に

も出席いただいて説明を受けており、改めて、今回の一部変更点等について事務局から説明をいただきました。33ページに基金状況の一覧がありますが、教育振興基金については平成24年度末で4億2,137万円が25年度予算の編成を経て3億29万5,000円となるわけですね。

○荒島教育部長 そうです。

○井上委員長 ほかになければこれで質疑を終わり、討論に入ります。意見交換をする必要はありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第11号 平成25年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、議案第11号は承認することに決しました。

◎議案第12号の上程、説明、討論、採決

○井上委員長 日程第8、「議案第12号 債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第12号 債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について」、上記議案を提出する。平成25年2月7日。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、東久留米市奨学資金貸付金元金償還金及び市立幼稚園保育料徴収金の債権を放棄するに当たっては市議会の議決を得る必要があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べるためです。詳細については総務課長と学務課長から説明します。

○東総務課長 この議案は昨年11月2日に開催された第11回教育委員会定例会において承認いただきましたが、その後、12月の第4回市議会定例会への債権放棄の議案提出が全庁的に見送られたため、11月16日に開催された第13回教育委員会臨時会において議決の取り消しをお願いした経緯があります。今回改めて市として提案することが決まり、第1回市議会定例会への議案提出の準備が整いましたので、再度承認をお願いするものです。債権放棄の額は前回と同じです。資料を1枚おめくりください。債権の相手方は個人で合計18件、放棄する債権額186万5,000円、債権放棄の理由は昭和50年度から昭和60年度までに生じた当該債権について民法第167条に規定する消滅時効期間が経過したためということです。続いて、奨学資金貸付金の償還状況一覧をご覧ください。対象となる奨学生50人のうち債権放棄の非対象者数は32件、償還済み24件、償還中3件、今後も催告を行う者及び償還期日前の者5件になります。債権放棄対象者数18件のうち整理区分がAからDまであり、死亡、自己破産、生活困窮、住所不明等で18件となります。

下の表にはこれまでの奨学資金の貸付金申請件数の推移を載せています。昭和50年度から平成23年度までの貸付件数の推移です。次の議案に関係しますが、186万5,000円の債権放棄を行うと基金の残高は2,063万5,000円になります。この額は前回説明した債権放棄額と変更はありません。

○稲葉学務課長 続いて、債権放棄するのは市立幼稚園保育料未収金です。債権放棄の相手方は個人の合計20件、債権放棄金額は158万6,400円です。資料を1枚おめくりください。28件の滞納の実態があり、内訳は生活困窮17件、破産宣告1件、所在不明2件、改めて調べる滞納者8件であります。20債権の内訳は生活困窮及び破産宣告等によるもので、金額は158万6,400円です。なお、現在も継続して少しずつ完納を目指して納入している方もおり、その8件の金額は73万5,000円になります。

○井上委員長 この議題は昨年にも事務局から提案されご審議いただきましたが、3月の第1回市議会定例会に向けて市長部局と歩調を合わせて再度提案するという事です。何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理 前回決定していることですから内容については特にありません。どちらの債権にも現在も完納に向けて納入中の方や連絡をとり合っている方が数件ありますので、それぞれのご事情もあると思いますが引き続き所在不明とならないように、後々所在不明で債権放棄ということにならないよう、丁寧な対応と連絡を密に取ることを心がけていただきたいと思います。

○東総務課長 そのように対応していきます。

○永田教育長 奨学資金の貸付金の申請件数が昭和55年には12件と結構多いですね。平成に入ってから23年に4件と大幅に減っていますが原因は考えられますか。

○東総務課長 貸付金の目的は私立高校の入学支度額20万円という限られた目的と額であることと、また、他の制度になりますが、東京都や社会福祉協議会等の制度を利用するという選択肢もありますので総体的に減ってきていると推測されます。

○永田教育長 この議案について一言意見を申し上げます。提案の補足説明の時に総務課長からも説明がありましたが、議案第12号と第13号は昨年の第4回市議会に向けて、市として債権放棄を議案として提案するという方針を掲げていました。そこで、教育委員会としても債権放棄と基金条例の一部改正議案の議決をいただいたわけですが、その後、市全体として提案しないという方針に転換しました。方針を変更した理由は私ども定かには聞いていません。

教育委員会としては一度議決されたものを市の方針の変更で取り下げた経過もありますので、今回、これらの議案を市長部局に送るに当たっては、前回のように撤回することがないように特に意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

○井上委員長 ただ今、教育長から、本議案についてはこれまでの経過を踏まえ、教育委員会として議会上程し審議をいただくという意見をいただきましたので、この点も併せて付帯していきたいと思っております。

ほかになればこれで質疑を終わり、討論に入ります。意見交換をしておく必要がありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第12号 債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員賛成であり、よって議案第12号は承認することに決しました。

◎議案第13号の上程、説明、討論、採決

○井上委員長 日程第9、「議案第13号 東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第13号 東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記議案を提出する。平成25年2月7日。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、債権の放棄に係る議案提案に伴い、東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する必要があるためです。詳細については総務課長から説明します。

○東総務課長 ただ今ご承認いただきました議案第12号に関連しての議案第13号となります。奨学資金に関する基金は2,250万円の定額によって基金運用していますが、今回、186万5,000円の債権放棄を行うことによって運用基金の額を2,063万5,000円に改めるものです。

○井上委員長 ほかになければこれで質疑を終わり、討論に入ります。特に意見交換をしておく必要はありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第13号 東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって議案第13号は承認することに決しました。

◎議案第14号の上程、説明、討論、採決

○井上委員長 日程第10、「議案第14号 東久留米市立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第14号 東久留米市立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記議案を提出する。平成25年2月7日。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行による図書館法（昭和35年法律第118号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるためです。詳細については図書館長から説明します。

○岡野図書館長 一部改正の内容ですが、1点目はこれまで図書館協議会の委員の任命基準を図書館協議会運営規則で定めていましたが、これを条例で決めるというものです。任命基準についても一部改正したく提案しています。提案理由のとおり、いわゆる地域主権第2次一括法により、国がこれまで決めていた規定を各自治体で決めるようにということです。地域の図書館協議会の委員についても、地域の実情に応じて一層幅広い分野の方が同協議会委員になることを促進するという目的により、図書館法の改正がありました。これまで図書館法第15条で委員の任命基準を定めていましたが、文部科学省令である図書館法施行規則で協議会の委員の任命について参酌する基準が定められたため、そちらを参考にして今回の提案になりました。変更点は規則から条例によって制定すること、ということです。

続いて裏面の新旧対照表をご覧ください。（1）～（4）まではこれまで規則で定められていました。学校教育関係者、社会教育関係者についての変更はありませんが、第3号でこれまで学識経験者と括っていたものに「家庭教育の向上に資する活動を行う者」をつけ加えることにしました。第4号委員の「公募による者」は変更ありません。これまで、条例では定数として図書館協議会委員は10人以内ということのみを定めていましたが、法に基づいてこちらの基準についても定め、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加えるという内容になっています。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。

○永田教育長 次の議案の規則の説明の際に説明があると思いますが、この議案の補足説明の場でも、学校教育関係者や社会教育関係者などの委員の区分の人数を説明しておいてください。

○岡野図書館長 第1号から第4号までの委員の区分に対応する人数ですが、第1号委員の学校教育関係者は2人以内、第2号委員の社会教育関係者も2人以内、第3号委員の家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者は4人以内、第4号委員の公募による者は2人以内ということで、全体として10人以内ということを条例で定めています。

○矢部第一職務代理 今回、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を改めて加えられたことは大変良いことだと思いますが、具体的にどのようなところから推薦を受けたり、あるいは選んでいくのですか。

○岡野図書館長 図書館協議会の委員は昨年1月から任期2年間で任命されており、現在の委員の任期が来年1月までとなっています。学識経験者の委員4人以内の中には市内の東久留米市地域文庫親子読書連絡会という、地域で子どもの読書活動を行われている団体から推薦をいただいた委員が学識経験者の枠で入っていますので、家庭教育の向上に資する活動を行う者は、現委員で充てられると考えています。第3号委員を「家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者」としたのは、あまり細かく何人以内と規定すると受けていただく方に窮屈な思いをさせまいかと考え、二つを含めています。具体的な団体としては、現行の親子読書や地域文庫で活動されている委員が該当すると考えています。

○井上委員長 「家庭教育の向上に資する活動を行う者」という位置づけは大変重要な人選の基準だと思いますが、図書館法を受けた法令で何か示されていますか。

○岡野図書館長 教育基本法の改正と同時に図書館法も改正されており、図書館の活動に対して「家庭教育の向上に資する活動」が加えられており、この文言が入っているのはそういった法的な裏づけによるものです。文部科学省の図書館法施行規則において、協議会委員の任命について参酌する基準としては「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する」とあり、同省ではこの基準を参酌して各自自治体で定めなさいとなっています。

○永田教育長 学校教育関係や社会教育関係だと分かりやすいのですが、「家庭教育の向上に資する活動」とは具体的にどのようなものですか。「市町村がそういった概念で考えなさい」ということになっているのですか。

○岡野図書館長 調べていませんので正確には分かりかねます。法令上の文言ということで理解し、今回提案させていただきました。ただ今の教育長の質問についてはそういった詳しい規定があるかどうかを調べて、改めて報告します。

○井上委員長 「教育基本法の改正を踏まえて家庭教育、地域の社会教育、学校教育の連携を密にして人材育成を行っていきなさい」という趣旨になりますが、教育長からのご指摘があったように、実際に人選していく場合は社会教育関係とも一部関連し、また、福祉関係で家庭教育をサポート活動している方もいらっしゃるようですのでそことも関連します。今後は、図書館の充実につながっていく、あるいは子どもの読書活動につながっていくような活動をしている方を優先的に推薦することが必要だろうと思いましたが、法令上なり文部科学省の基準等があれば、改めて報告していただければと思います。

ほかになければこれで質疑を終わり、討論に入ります。特に意見交換をしておく必要はありませんか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第14号 東久留米市立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって議案第14号は承認することに決しました。

◎議案第15号の上程、説明、討論、採決

○井上委員長 日程第11、「議案第15号 東久留米市立図書館協議会運営規則の一部改正について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第15号 東久留米市立図書館協議会運営規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成25年2月7日。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、東久留米市立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例の施行に関し必要な事項を定め、並び

に文部科学省令「図書館施行規則」を参酌し、東久留米市立図書館協議会委員の任命に関する規定の整備を行う必要があるためです。詳細については図書館長から説明します。

- 岡野図書館長 条例に改正に伴い、規則の一部改正を行うものです。新旧対照表をご覧ください。図書館協議会委員の選出の区分については現行では第1号、第2号、第3号という規定になっています。そこに、今回条例の中に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」という区分が入りましたので加えて第3号とし、「家庭教育の向上の資する活動を行う者及び学識経験者4人以内」ということで、第3号が第4号に繰り下がるという内容です。
- 井上委員長 ほかになければこれで質疑を終了し、討論に入ります。意見交換をする必要がありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第15号東久留米市立図書館協議会運営規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって議案第15号は承認することに決しました。

◎諸報告

- 井上委員長 日程第12、諸報告に入ります。「①平成24年度東久留米市教育委員会生徒表彰について」から、順次、説明をお願いします。
- 東総務課長 この生徒表彰の目的は、市の学校教育の充実と振興に資するため学校生活において他の生徒の模範とするに足る成果または行為のあった生徒を表彰し、これを広く顕彰するものです。対象は市立中学校第3学年の生徒です。学校から推薦をいただき庁内の審査会を経て、下記のとおり表彰者を決定しています。要綱に基づき、部門は「1 学芸にたゆまず取り組み、その成果を発揮して学校の文化的水準を高めることに顕著な功績のあったもの」以下4部門あります。この報告後に各学校において表彰式典を執り行っていただきます。
- 井上委員長 各中学校の被表彰者は男女一人ずつで、校長からの推薦を受け、表彰審査会で審査を経て、最終的に教育長に決定していただいています。今後、各学校において表彰を進めていただくこととなります。この件は以上にとどめます。
続いて、「②特別支援学級の名称及び教育課程について」の説明をお願いします。
- 稲葉学務課長 平成25年度から開設される南町小学校と第六小学校の特別支援学級の名称と教育課程について報告します。このことについては開設準備委員会を開催し、そこで準備を進めているところです。使用する教科用図書や通学区域については既に決定しており、教育委員会でも報告しています。このたび3回目の開設準備委員会が開催され、学級の名称が正式に決定しました。第六小学校通級指導学級の情緒障害等学級は「すずらん学級」、同校通級指導学級の言語障害学級は「ことばの教室」、同じく難聴学級は「きこえの教室」となりました。南町小学校固定学級の知的障害学級は「ひまわり学級」、同じく情緒障害学級は「たけのこ学級」です。いずれも平仮名です。同時に、教育課程についても1月22日に開催された開設準備委員会の作業部会から、25年度の知的障害学級ならびに自閉症、情緒障害学級の教育課程の編成についても考え方が示されています。なお、開設準備委員会についてはこの3回をもって今年度は終了となっています。
- 井上委員長 何か伺うことはありますか。
- 永田教育長 昨年、ある教育委員から、第六小学校の「きこえの教室」という仮の名称について、「多少、違和感がある」とのご意見がありました。準備委員会や学校長がふさわしいと判断されていれば問題はないと思いますが、このご意見についての発言はありましたか。

○稲葉学務課長 そのご意見については開設準備委員会にも伝えましたが、特に議論はありませんでした。

○矢部第一職務代理 2枚目の表の一番下「(2)通級指導学級」の「言語」のところが「ことばの学級」となっているので「ことばの教室」に訂正をお願いします。

○井上委員長 ご指摘ありがとうございます。

○矢部第一職務代理 小学校の新設に合わせて報告がありました、中学校に関してはどうですか。希望される方と受入体制との間で特に問題になることはありませんか。希望される方がたくさんいて、教室等の確保などの問題はありますか。

○稲葉学務課長 中学校の特別支援学級については26年度のスタートから、小学校と同様に開設準備委員会を開催して、ご意見等を聞いていきたいと思っています。今の時点では特に希望等は伺っていません。

○井上委員長 この件は以上にとどめます。続いて、「③第2回いじめの緊急調査及び対応状況調査の結果について」の説明をお願いします。

○片柳指導室長 昨年7月に引き続き10月に行った調査結果、及びこれら調査を受けての担当課としての取り組みについて報告します。なお、報告については担当の指導主事から行います。

○間嶋指導主事 資料の「東久留米市立学校(10月度)いじめの調査結果一覧」をご覧ください。7月の緊急調査及び9月の対応状況調査の結果ではいじめの認知件数は小学校25件、中学校27件の計52件でした。本市では各学校において認知されたすべてのいじめの解消を目指し、教員だけでなく保護者、時にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携するなどして丁寧な指導してきました。しかし、その後、9月26日に品川区の公立中学校の事故を受け、本市においても見過ごされてしまった案件があるのではないかと懸念から、10月に再調査を行いました。この結果、新たに小学校で28件、中学校で10件の計38件のいじめの認知報告があり、7月の調査から合わせると総計で小学校53件、中学校37件の計90件となりました。しかし、このほとんどが既に解消しています。

継続案件の11件については指導の結果、現在は解消されていますが、経過観察の必要があると学校が判断している案件です。指導室では各学校におけるいじめへの取り組みを点検してもらうために、「いじめの問題への取組チェックリスト」を作成しました。このチェックリストを活用して、課題がある場合には早急に改善するよう依頼しています。また、指導を継続し続けること、また、確認していただくということで、「いじめの指導状況管理一覧」を作成しています。このシートを用いて校長等管理職が責任者となって、いじめを受けている疑いのある児童・生徒を把握し、指導の進行管理を行ってもらっています。また、いじめが解消し、指導終了とされている児童・生徒の事後指導についても追跡し、再発していないかどうか確認していただくようお願いしています。

今後については各学校における実態把握を6月、11月、2月の学期ごとに定期的に行ってもらい、1カ月後の7月、12月、3月に定期報告を求めるようにしています。さらに、東京都教育委員会が作成したいじめ問題の解決に向けた研修資料を用いたり、国立教育政策研究所作成の若手教員向けの生活指導リーフなどを用い、各学校のいじめの問題に対する指導力の向上を目指しています。また、生活指導主任会では、同政策研究所が作成した、いじめに関する校内研修ツールを使った研修会を実施しました。各学校でも担当者が中心となって実施してもらうよう依頼しています。指導室では、今後も教員の意識啓発や対応能力の向上に努めるなど、いじめゼロの

目標に向かって、学校と連携して取り組んでいきます。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。

○永田教育長 継続案件の報告がありましたが、いじめは解消したとしてもどこで再発するか分からないため、経過観察を長く行うのは大きなことだと思います。

7月で認知された件数がこの継続案件の中に入っているケースは何件ありますか。

○間嶋指導主事 各校に確認したところ何件か続いているものもあり、解消して10月の調査の時点でなくなっているものもあります。

○井上委員長 継続案件のうち、一校で複数の案件を抱えているケースもありますか。

○間嶋指導主事 ほとんどの学校が1件になりますが、1校が複数件を抱えているものもあります。

○井上委員長 いじめの問題を受けてさまざまな教員の研修が行われ、学校の指導体制についても文部科学省や東京都から通知や指導が届いているようです。教育委員会としても万全を期して対応していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。この件は以上にとどめます。

続いて、先ほどの特別支援学級の名称及び教育課程と関連して、⑤の報告を先にお願ひします。

○稲葉学務課長 先ほどの報告とも関連しますが、平成25年度の南町小学校と第六小学校の在籍予定児童数について報告します。南町小学校については同校の通学区域に住んでいる児童が10人いて、そのうち一人については指定校の南町小学校を希望されています。また、保護者からの申請を受け現在就学相談を受けている児童が二人おり、これについても承認しています。残りの7人については在籍している学校の特別支援学級を希望されるということで、児童の発達状況や指定学校変更判定基準により「教育的配慮に相当する」ということで承認しています。また、新規に南町小学校を希望する児童は4人で、そのうち南町小学校が適当であると判断された児童は二人、2月中旬に就学相談判定会を行う児童は一人です。さらに、就学判定に基づいて新1年生一人の入級も決まっています。続いて、通級指導学級の第六小学校では市内全域が対象となりますが、対象児童は17人います。そのうち13人は第六小学校を希望されており、これについても承認しています。4人については指定校変更申請をして、現在、通級しているあすなろ学級を希望されています。こちらについても教育的配慮に相当するため、承認が適当と考えています。

難聴学級の対象者は5人です。そのうち4人は第六小学校の「きこえの教室」に入級を希望され、一人は現在通級している通級指導学級に通いたいと希望されています。また、通学区域外から第六小学校の通級学級である「言語学級」を希望される児童はいませんでした。

第六小学校の情緒障害等学級のすずらん学級には二人の希望があり、保護者も希望されています。「ことばの教室」については6人の対象児童がおり、就学相談判定会において適当であると判断した新1年生二人については入級する予定です。その他、保護者の申請により、言語聴覚士による検査を受け通級判定会を経て入級となった児童は3人です。「きこえの教室」については新規の通級希望はありませんでした。他市からの通級指導学級には5人の入級希望があり3人が清瀬市、二人が西東京市の方です。

第三小学校のすずかけ学級が26人で4学級、第七小学校のしらゆり学級が20人で3学級、神宝小学校のわかば学級が19人で3学級、南町小学校のひまわり学級が一人で1学級という少人数学級になる予定です。南町小学校のたけのこ学級、自閉症・情緒障害については7人で1学級の合計73人、12学級の予定です。

通級指導学級ですが、第六小学校のすずらん学級が15人で2学級、第七小学校のあすなろ学級が37人で4学級の合計52人で6学級です。難聴学級については「きこえの教室」が9人で

1学級、「ことばの教室」が5人で1学級となっています。通学区域の一覧表を添付していますので後ほどご覧ください。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。

○永田教育長 南町小学校と第六小学校で固定学級と通級学級が始まった場合の教職員体制はどのようなになっていきますか。

○片柳指導室長 資料の最終ページに基本的な教職員定数をご覧ください。この定数に基づいて配置を進めていきますが、今回は新設であるためその旨を東京都教育委員会の人事部に申し上げ、市内全体の学校を合わせての教員の欠員状況になることを伝え、東京都から配置を受けるということで手続きを進めています。

○井上委員長 この件は以上にとどめます。続いて「④アレルギー疾患危機管理研修の開催について」の説明をお願いします。

○稲葉学務課長 昨年12月に調布市で起きた食物アレルギーの事故を受け、今回、多摩小平保健所の圏域である5市の医師会で組織されている北北小児医療推進協議会より、危機管理研修の開催依頼が来ています。多摩北部医療センターと調整し、開催日時は2月22日の午後3時から4時までの1時間、会場は市役所の701会議室で行うことになりました。内容は「食物アレルギーと学校の対応について」ということで、研修対象は学校職員・栄養士及びアレルギー疾患危機管理に関心のある職員とし、今回は教育委員会だけではなく障害福祉課、健康課、保育課にも通知しています。講師は多摩北部医療センター小児科部長の小保内俊雅氏で、食物アレルギー担当の外来の先生です。また、実際にエピペンを持っている児童が東久留米にも4人いるということで、現在、エピペンの機種をお借りし実際にその圧力がどれくらいあるのかということも体験できればということで調整しています。この通知は今週中に各学校に送付しますが、東京都からも2月に追加募集をしている同じような研修の開催案内が来ています。こういった研修になるべく多くの先生に出席していただくようにと考えています。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。

○永田教育長 エピペンを使う講習会ということですが、4人のエピペンは既に学校で預かっていますか。また、預かっている場合、アレルギー症状を起したときにだれが対応するのか決まっていますか。そうであれば校長、副校長、養護教諭など、決まっている対応者は全員参加してもらうことになっていますか。

○稲葉学務課長 4人のうちの二人分は学校で預かっており、残りの二人分は本人が持っているそうです。使用する取りきめについてはケースごとに調整させていただきたいと思っています。

○井上委員長 一人一人の児童に即した学校でのケアの体制をお願いしたいと思います。

○永田教育長 調布市の場合には事故が発生してから使用するまでの間にかなり時間がかかったようですから、そこは早急に学校側と詰めておいたほうが良いと思います。

○井上委員長 この件は以上にとどめます。続いて、「⑥教育振興基本計画策定に関する懇談会について」に入ります。

○高梨学校適正化等担当課長 資料の「教育振興基本計画策定委員会設置要綱」をご覧ください。第8条に懇談会を設置する規定があります。これに伴い各団体から推薦していただくよう委員の選出をお願いしました。「東久留米市民2人以内」という枠がありますが、これについては公募という形をとりました。広報紙あるいは市のホームページで公募した結果3人の応募があり、その中から応募の動機を作文で出していただきました。また、全体構成や男女比などを総合的に考

え、男女一人ずつを選出しました。そのほか学識経験一人、各団体から一人ずつ、保護者代表のPTA連合会から小・中学校それぞれ一人ずつ、学校関係からは小・中学校の校長会に依頼して二人選出していただき、合計13人を委員として選出しています。懇談会の運営に関しては策定委員会設置要綱には規定がなかったため、新たに「この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める」という規定を加え、懇談会運営要領を定めました。この中に「座長、副座長を選ぶ」「会は座長が招集する」ということを決めました。

2月18日に第1回の懇談会を開催するべく準備を進めています。懇談会に出す資料ですが、「第2章『東久留米市教育振興基本計画』の策定」の骨子案の「教育振興基本計画の施策体系図」のところまでを出します。この施策体系図については前回の教育委員会で承認を得ましたので、体系図のとおり四つの柱建てを基本に考えるところまでを今回の懇談会でお示ししようと思っています。第2章の1番目、「東久留米市の教育をめぐる現状と課題」では四つの柱建てに結びつけられるような内容にまとめました。「(1)学校教育について」では東久留米市の現状を考えながら、柱建ての一つになる「健やかな心と体の育成」に結びつけるために東久留米で問題になっていることを挙げています。学校教育に関しては「健やかな心と体の育成」「確かな学力の育成」「信頼される教育の確立」の三つの柱立てに向かって考えていきたいと考えています。

生涯学習については別途「生涯学習社会の構築」を設け、生涯学習センター、図書館、文化財関係、市民スポーツ関係のくくりで考えています。スポーツに関しては当然、学校教育のスポーツとの関連が出てきますので、相互に関連させながら考えていくことが重要と思っています。生涯学習では市民スポーツの環境を改善していくことを考えています。そのようなことを柱建てにしながら体系の基本的な施策ということで、各柱建てからそれぞれ四つずつ挙げてありますが、これからの東久留米の教育を考えていく上での課題点、改善すべき点、取り組むべき点を詰めていければと考えています。

今後のスケジュールについてですが2月18日に第1回目を開催して委員の委嘱を行い、その後、教育振興基本計画について説明し、体系図までのご意見をいただくということで考えています。いただいた意見については策定委員会に戻し、策定委員と一緒に全体的な体系の検討に入っていくこととなります。それをまとめ、5月中旬に第2回の懇談会を予定しています。そこでまた意見をいただき、それをもとにパブリックコメントをもらうようにし、広く市民から意見をいただきます。さらに、それを策定委員会に戻してまとめ、もう一度懇談会にお示しする。これが大体8月ぐらいになると考えています。ここで最終的に意見をいただき、それを策定委員会に戻して最終的な報告書案としてまとめ、報告書とします。

○井上委員長 昨年から、事務局で教育振興基本計画の骨子案を固めていただいています。このたび、市民や教育関係者などの意見を伺うということで懇談会も発足する運びになりました。何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理 いよいよ委員も決まり、2月18日には第1回懇談会が開催されるということですが、この資料は事前にお届けするのですか。

○高梨学校適正化等担当課長 資料は事前にお送りする予定です。用意できるものはなるべく提供したいと考えています。

○矢部第一職務代理 資料は相当ボリュームのあるものになりますし、具体的なお意見をいただく場合には事前にお届けして、考えをまとめておいていただいたほうが良いかと思います。当日配布ではなかなか読みこなすことは難しいので、深いご意見をいただけるような資料提供をお願い

します。

また、第2回目の開催は5月ということですが、それまでの間にお気づきの点、他市の状況などを積極的に調べになった方などからのご意見などは、随時、事務局にお届けいただけるようになるのですか。それともこの会議の中だけでの発言になるのでしょうか。

○高梨学校適正化等担当課長 基本的には会議の中で発言していただくことを考えていますが、まだ間がありますし、お忙しい方もいらっしゃると思いますので、意見については随時お受けしたいと思います。

○井上委員長 懇談会には事務局からはだれが出席するのですか。

○高梨学校適正化等担当課長 事務局からの出席は私になりますが、その時によって部長も出られると思います。また、懇談会の審議によっては担当課長が出席する場合もあると思います。

○井上委員長 この骨子案や体系図等を見ていただいている検討ということですが、当然、東久留米の教育全般にわたる現状把握と今後の取り組みということになりますので、学力の状況はどうか、いじめや体罰の問題はないのかといった点も出されると思います。社会教育、生涯学習、学校教育等のそれぞれのお立場からご意見を伺っていただき、5月にもまた開かれるということですので、私ども教育委員もそのご意見等を伺って計画に肉づけできるものは肉づけし、また、検討を続けるものは続けていくことになると思います。教育振興基本計画については市民が注目されていると思いますし、また、今後の東久留米市の教育行政の方向づけをするものですので引き続きご尽力をいただき、また、策定委員会等でさらに内容を充実していただければと思います。この件は以上にとどめます。そのほか諸報告で何かありますか。

○東総務課長 特にありません。

○井上委員長 それでは私から1点報告します。1月31日に中央中学校で開かれた研究発表会に、矢部委員と教育長と私の3人で伺ってきました。学校全体で取り組んでおられることが分かり、生徒の学習意欲も素晴らしいと思いました。外部講師の先生方などから多くの協力をいただいたことを感謝しています。そういうことでは市の教育委員会の方針と各学校の取り組みがタイアップして進んでいると思います。今回の「教育委員会だより」でも、教育長から、心の教育の充実と人権教育の大切さということが述べられていました。

日夜注目されているいじめ・体罰問題にかかわることについて、今後、学校や市民から報告がある場合、まずは指導室に第一報なり相談が入ると思いますが、今までどおり速やかな対応をお願いしたいと思います。今後、全校のいろいろな調査等、文部科学省の指示があると思いますので、教育委員会にも報告をいただければと思います。

○片柳指導室長 ただ今、委員長から体罰にかかわっての話が出ましたが、1月17日以来、国ならびに東京都からさまざまな通知、依頼、指示等が市教育委員会に対してありました。こうしたことを受け、本市教育委員会としても緊急に対応しています。具体的には、東京都からは教育長をはじめ指導部長や人事部長名等で、まずは体罰の実態調査、適切な指導の推進について、体罰事故の報告について等の通知が届いています。1月23日には既に報道等でもご存じかと思いますが、文部科学省が体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態の把握についての通知を出したところです。この1月23日の文部科学省の通知を受け、東京都ではそれまでは中学校における部活動を対象として調査を進める、また、指導の適正化を図るということでしたが、文部科学省が対象を小学校から高等学校並びに特別支援学校も含めて行うようにとしましたので、急遽、小学校に対しても同様の調査を行うことになりました。1月30日付で「小学校における暴力による体罰の

実態調査について」という調査依頼があったところです。

そのほか、東京都では1月22日及び2月4日の二日間、各市町村教育委員会の指導事務主管課長が集められ、義務教育特別指導課長、体育健康教育担当課長、人事部の主任管理主事等からさまざまな指示をいただいています。これらの通知や指導事務主管課長会での指示を受け、本市では指導室長名で1月22日から2月6日にかけて体罰の調査についての指示、さらに暴力による体罰の禁止について改めて周知を図るといった通知を出しています。また、2月25日にはこの件にかかわって臨時の中学校校長会を開催し、昨日の定例校長会でも体罰の調査等について触れています。その内容ですが、一つは調査については暴力による体罰の実態を究明すること。このことによって、今後、学校の教育活動において体罰を根絶するための対策を検討していきたいということです。学校に対しては体罰禁止を徹底するとともに、不適切な指導についても排除してほしいと話しました。また、体罰を容認するというか誘発するような風潮についても一掃を図っていただきたいということで、保護者も含めた啓発活動が必要なことも指示しています。

調査の対象については文部科学省からの指示もありますので、市内小・中学校のすべての児童・生徒に対して行うこととしました。その方法は質問紙によります。ただし、小学生については発達段階ということもありますので、原則は質問紙によりますが状況によっては個別に聞き取り等を工夫するようにも指示しています。指導にかかわる先生方についても、全教員ということで調査をしていただくことになっており、特に部活動については卒業生や外部指導員等も含めて、暴力による体罰がないかということ进行调查していただくように指示したところです。調査方法については、校長が個別に面談を行って調査する方法をとっています。当初は部活動に限定していましたが、対象範囲はすべての教育活動と改め、授業、放課後の諸活動、部活動などを含めて調査するように指示しています。小学校については発達段階であることを考慮し、単なる調査を行うにとどまらず、まずは校長から暴力行為がいけないことというと卑近ですが講話をしていただき、それを受けて担任の先生が学級で補足の指導をした上で実態について答えさせることにしました。しかし、低学年の子どもについてはなかなか担任の先生等に明らかにできないような場合もあることから、小学校に限っては保護者に対しても学校の教育活動の中で何か問題や課題があれば、学校に知らせていただくようにという内容で、体罰等にかかわる学校の指導についての情報提供もいただくことにしました。さらに、この調査を進める中で、万が一、体罰または体罰の疑いがある事例が発覚した場合には調査の取りまとめを待たず、速やかに教育委員会に報告していただくようお願いしました。調査の期限は2月28日までとしていますので、調査結果については3月の定例会で報告できればと思っています。

東京都においても3月中には実際に都内で起こった体罰の疑いと思われるものの件数については公表すると言っておりますし、4月には体罰根絶のための方針や方策等も含めた報告書を作成すると聞いています。市民から「不安がある」という声を1件いただきましたが、関係があると思われる学校に確認したところ、いわゆる暴力による体罰ではないことが判明しています。

調査期間は24年度間になっていいますが、今のところ学校からは体罰と疑われる不適切な指導等があったという報告は受けていません。今後の調査によって明らかになる場所もありますので、万が一、体罰ということがあれば、当然、東京都とも連携を図りながら厳正に対処していきたいと思っています。

○井上委員長 文部科学省や東京都の指導を踏まえながら児童・生徒全員について徹底した調査を行い、また、いじめの根絶とともに不適切な指導も刷新していくということです。本格的な取り

組みになるかと思いますが、ぜひ速やかな対応をお願いし、併せて、教育委員会にも報告していただければと思います。委員からも何か報告がありますか。

○矢部第一職務代理 2点報告します。1点目は1月10日に開催された東京都市町村教育委員会連合会の理事会についてです。理事会後に理事研修会として「教育行政の現状と課題」と題し、多摩教育事務所の桐山所長から話を伺いました。その中では主に少人数学級、35人以下学級についての東京都の取り組み、いじめ問題への対応についての東京都の取り組み、そして平成25年度の教育長所管事業の予算見積もりについての説明を受けました。1月10日の時点であったため少人数学級についても国の対応等が流動的などところもあり、確定ではありませんがというところでの情報提供をいただいて勉強させていただきました。

また、今週の2月5日には東京都市町村教育委員会連合会の研修会として、東京自治会館において佐々木正美氏による講演がありました。私と教育部長、第五小学校の本名校長先生の3人が出席しました。テーマは「発達障害の正しい理解から支援へ」で、講師の佐々木先生は実践の現場で実際に臨床も行い、学生を教える立場でもある方で、私たちが正しく理解できていない発達障害とはどういうものなのか、また、その発達障害を持っている児童・生徒、さらには成人になった方はどのような環境の中で幸せに生きていけるのか、などの話を伺ってきました。次年度からは、本市でも自閉症情緒障害の学級ができます。当然、専門の先生は理解されていますが、佐々木先生の話によると、たくさんの専門家よりも一人のゼネラリスト、いろいろな分野に精通している人の理解が非常に大切であるということでした。また、実際にこのスペクトラムを持った方で大学の教授になられているアメリカ人の方の話として、「理解をしない人の支援は逆に苦痛である」ということが耳に残りました。発達障害は私たち一人一人が広く理解することが重要だと思いました。発達障害はそういう名前がついているけれども、英語に直訳すると「発達不均衡」ということだそうで、「『発達障害は障害でもなく遅れているということでもなく、持っている特性にかなりのでばこがあり、得意なものと不得意なものの差が非常に激しいので生きにくい、学校の集団の中で生活しにくいのである』ということをもみんなが理解し、支援することが大事である」ということでした。先生の話では、こういった障害を持っている方は聴覚から受ける情報は非常に理解しづらいそうで、逆に、視覚から受けるものはとても理解しやすいということです。講義についていくのはすごく難しいが、テキストを使って学習すると素晴らしい能力を発揮されるということです。そういった生徒がたくさんおいでになるということで、細かく用意された資料を見せていただきました。その資料はぜひ皆さんにもご覧いただいて、クラスや他の学年にいるかもしれない、そういった不都合を持った、やりにくいと思って生きながら学校に来ている児童・生徒を一人でもなくするために皆さんに理解していただければと思います。

東京都教育委員会の市町村教育委員会連合会の活動については今年度はここまでになり、次年度の4月には25年度の第1回の理事会があり総会の準備を進めていく予定です。

○井上委員長 貴重な報告をいただきました。また、資料を拝見して今後の教育行政にぜひ生かしていきたいと思います。

◎閉会の宣告

○井上委員長 以上で平成25年第3回教育委員会定例会を閉会します。

(午後零時01分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年2月7日

委員長 井上敏博(自署)

署名委員 矢部晶代(自署)